

「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」の一部改正について

平成23年2月12日
(下線部分変更)

新	旧
<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>指数先物取引（配当指数先物取引を除く。）は、各金融商品取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（イブニング・セッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。</p> <p><u>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日から（配当指数先物取引にあっては、各限月取引の取引最終日の属する年の1月4日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。））新しい限月取引が開始されます。</u></p> <p>(4) 限月間スプレッド取引</p> <p>指数先物取引では、各金融商品取引所が定める範囲内で、複数の指数先物取引の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。</p> <p>(5) 制限値幅</p> <p>指数先物取引では、各金融商品取引所が定める一部の指数を除き、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、基準値段から、各金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。</p> <p>金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することができます。</p> <p>(6) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引では、各金融商品取引所が定める一部の指数を除き、先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。</p>	<p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(2) 取引の期限</p> <p>指数先物取引は、<u>3月、6月、9月、12月</u>の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（イブニング・セッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。</p> <p><u>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日から新しい限月取引が開始されます。</u></p> <p>(4) 限月間スプレッド取引</p> <p>指数先物取引では、各取引所が定める一部の指数を除き、二つの限月取引のうち一方の限月取引の売付けと他方の限月取引の買付けを同時に行う取引（限月間スプレッド取引）ができます。</p> <p>(5) 制限値幅</p> <p>相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。</p> <p>金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することができます。</p> <p>(6) 取引の一時中断</p> <p>指数先物取引の各限月取引において先物価格が大幅に上昇又は下落した場合には、原則として、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。</p>
<p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p>	<p>2. 指数オプション取引の仕組みについて</p>

新	旧
<p>(2) 取引の期限</p> <p>指数オプション取引は、各金融商品取引所が定める限月取引に区分して行います。</p> <p>3. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引をいいます。</p> <p>*先物・オプション取引口座は、金融商品取引所ごとに設定します。</p> <p>証拠金所要額とは、お客様の建玉を維持するのに必要な証拠金の額です。証拠金所要額は次の計算式により計算されます。 <u>証拠金所要額 = 当社基準 SPAN 証拠金額 - ネットオプション価値の総額</u></p> <p><u>当社基準 SPAN 証拠金額</u></p> <p>日々大阪証券取引所より配信される SPAN リスクパラメーターファイルに基づき、当社の基準で計算された SPAN 証拠金額のことです。</p> <p><u>ネットオプション価値の総額</u></p> <p><u>買いオプション価値の総額 - 売りオプション価値の総額</u></p> <p>苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争</p>	<p>(2) 取引の期限</p> <p>指数オプション取引は、3月、6月、9月、12月限月取引（以下「四半期限月取引」といいます。）と、その他の限月取引に区分して行われており、商品ごとに四半期限月取引とその他の限月取引の組み合わせにより限月取引が設定されています。</p> <p>また、直近の限月取引の取引最終日の翌日から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>3. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>a 証拠金所要額</p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引をいいます。</p> <p>*先物・オプション取引口座は、金融商品取引所ごとに設定します。</p> <p>① 当社基準 SPAN 証拠金額</p> <p>日々取引所より配信される SPAN リスクパラメータに基づき、当社の基準で計算された SPAN 証拠金額です。</p> <p>② ネット・オプション価値の総額</p> <p>ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。</p> <p>買オプション価値の総額</p> <p>: 清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、買建玉数量を乗じて得た額</p> <p>売オプション価値の総額</p> <p>: 清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売建玉数量を乗じて得た額</p> <p>*オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引をいいます。</p> <p>*清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。</p> <p>新設</p>

新	旧
<p>の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。</p> <p>(別紙1)</p> <p>■先物・オプション取引の必要証拠金</p> <p>日経225先物 プライス・スキャンレンジ×1.0 ミニ日経225先物 日経225先物の1単位あたりの必要証拠金の1／10</p> <p>日経225オプション(売建) <u>スキャンリスク額と売りオプション1枚当たりの最低証拠金額のうちいずれか大きい方の額×1.0</u></p> <p>日経225オプション(買建) 概算受渡代金(買建代金+手数料(税込))</p>	<p>(別紙1)</p> <p>■先物・オプション取引の必要証拠金</p> <p>日経225先物 <u>1枚につきプライス・スキャンレンジ×1.0</u> ミニ日経225先物 <u>1枚につき日経225先物の1単位あたりの必要証拠金の1／10</u></p> <p>日経225オプション(売建) <u>1枚につきプライス・スキャンレンジ×1.0</u></p> <p>日経225オプション(買建) 概算受渡代金(買建代金+手数料(税込))</p>

※上記の他、軽微な変更も実施しております。

以上